別添２

リスク分担表

段　階	種　類	内　　容	負担者	
			道	指定管理者
共　通	法令の変更	広く事業者一般を対象とした法令の変更による費用の増加（収入の減少）、事業の中断等による損害		○
		指定管理業務に直接関わる法令の変更による費用の増加（収入の減少）、事業の中断等による損害	○	
	その他の制度変更	道条例・規則の廃止その他道の行財政運営上の決定に基づく制度変更等による費用の増加（収入の減少）、事業の中断等による損害		○
		上記のうち、公の施設の廃止その他の指定管理者制度に直接関わる制度変更等による費用の増加（収入の減少）、事業の中断等による損害	○	
	税制の変更	新税の創設等による費用の増加（利益の減少）		○
		上記のうち、指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼすもの	協議事項	
	物価・金利・為替レートの変動	物価（下記に掲げるものを除く）の変動、インフレ・デフレ、金利変動、為替レートの変動に伴う費用の増加又は利益の減少		○
		光熱水費及び労務単価の著しい変動に伴う費用の増加又は減少	協議事項＊1	
	賃金水準の変動	賃金水準の変動に伴う費用の増加又は減少	協議事項＊2	
	資金調達	資金調達ができなくなったことによる指定管理業務の中断等		○
	事業の中止・延期	施設設置の瑕疵や経年劣化による施設の損壊等、施設の改築・移転、大規模修繕の実施等による事業の中断による遅延・中止	○	
		指定管理者の事業放棄・破綻による事業中止・延期		○
		指定管理業務の開始・継続に要する許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
		上記のうち、道が取得すべき許認可が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
申請段階	申請コスト	申請コストの負担		○
	書類の瑕疵	道が作成・公表した公募要項等の瑕疵による損害	○	
		申請者が作成・提出した申請書類等の瑕疵による損害		○
準備段階	引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
管理運営段階	施設の損壊等による修繕*3、事業の中断	通常の使用による施設・設備・外構・備品の損傷に伴う維持管理・補修費用の増加等		○
		日常的な維持管理の瑕疵に基づく維持管理・補修費用の増加等		○
		天災その他不可抗力による施設、設備の損壊による損害、事業の中断等	協議事項	
		法令改正により必要となった施設の修繕等に係る費用の増加、業務の中断等（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
		上記以外の法令改正により必要となった施設・設備・外構の維持補修		○
	不可抗力による事業の中断	天災その他不可抗力による事業中止等	協議事項	
	社会経済情勢の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○
	利用料金の額の改定	指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者数・利用料金収入の減少		○

＊１　光熱水費及び労務単価について、公募時から別紙に示す指標等が±10%を超える変動があった場合、各費目の当該年度予算積算額に、±10%を超えた部分を乗じた額を限度として、次年度の負担金額の変更について協議を行うこととする。

※例：基準年対比で 12%変動があった場合　→２％×Ａ（予算額）＝上限額

＊２　公の施設の維持管理及び運営業務に直接従事する者の人件費について、毎年度北海道人事委員会が「職員の給与等に関する勧告」に基づき算出した一般行政職の平均年収に変動があった場合、当該年度の人件費予算積算額に、変動率を乗じた額を限度として、次年度の負担金額の変更について協議を行うこととする。

なお、増加の協議を行う場合は、指定管理業務に従事する職員等の賃上げなど、賃金改善に資することを前提とする。

＊３　１件が 100 万円（消費税及び地方消費税を除く）以上の施設及び設備の修繕並びに更新に関するもの及び 50 万円（消費税及び地方消費税を除く）以上の備品の修繕及び更新に関するものは、道が実施する。ただし、当該金額区分と異なる責任分担で修繕及び更新を行う場合は、道と指定管理者とで協議を行う。

別添２－２

リスク分担表別紙

区分		指定する指数又は単価	基準とする時点
光熱水費	電気	消費者物価指数（北海道）「電気代」	令和５年度平均（令和６年５月公表）
	ガス	消費者物価指数（北海道）「ガス代」	令和５年度平均（令和６年５月公表）
	その他光熱	消費者物価指数（北海道）「他の光熱」	令和５年度平均（令和６年５月公表）
	水道	消費者物価指数（北海道）「上下水道代」	令和５年度平均（令和６年５月公表）
労務単価		建築保全業務労務単価（全国全職種平均値）	令和６年４月